

地区別申告相談を実施します

令和2年分の確定申告、住民税申告が2月16日(火)から始まります。

所得税・住民税の申告は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間に収入があり、令和3年1月1日現在、小平町に住所のある人がしなければなりません。

また、その年中に収入のない人でも、国民健康保険税の算定や軽減、国民年金保険料の減額・免除申請、各種手当等の支給判定など、多くの公的手続きに必要な場合がありますので、住民税の申告が必要となります。

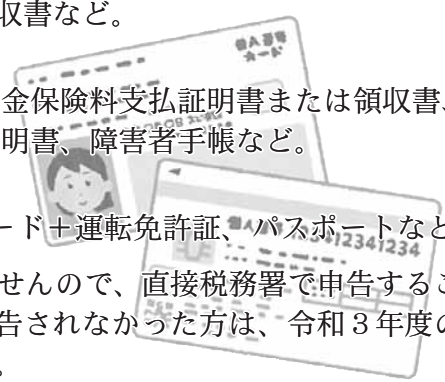


■ 次の日程で、地区別申告相談を実施しますので、ぜひご利用ください

地 区		日 程	時 間	場 所
本郷地区		2月16日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	本郷地区集落センター
白谷地区		2月18日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	白谷福祉会館
達布地区		2月22日(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	達布活性化センター
鬼鹿地区	秀浦、広富、元浜、千松、豊浜	2月24日(水)	9:30~12:00 13:00~16:00	田代多目的集会施設
	港町1、港町2	2月25日(木)		
	港町3、田代	2月26日(金)		
小平地区	本町、末広、中央、真砂、高砂、大楳	3月2日(火)	9:30~12:00 13:00~16:00	小平町文化交流センター 小ホール
	旭町、旭町1	3月3日(水)		
	旭町3、新町、新町2	3月4日(木)		

■ 地区別申告相談に来られるときに持参していただくもの

- * 印鑑
 - * 収入金額や必要経費が確認できる書類
給与、公的年金の源泉徴収票、毎月の収入の記録、経費の領収書など。
 - * 各種控除が確認できる書類
健康保険料等の領収書、医療費控除の明細書(注3)、国民年金保険料支払証明書または領収書、生命保険料・損害保険料(旧長期のみ)・地震保険料の控除証明書、障害者手帳など。
 - * マイナンバーカード(個人番号カード)
マイナンバーカード(個人番号カード)がない場合、通知カード+運転免許証、パスポートなど
- 注1) 確定申告については、3月16日以降は役場で申告できませんので、直接税務署で申告することになります。また、申告義務があるにもかかわらず申告されなかった方は、令和3年度の各種証明書(所得証明、課税証明等)が発行できません。
- 注2) 年金所得者で確定申告が不要の方でも、住民税で各種控除(医療費控除、生命保険料控除等)を受ける場合は、住民税の申告が必要です。
- 注3) 領収書の提出が不要となり、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。様式については、下記までお問い合わせください。
(領収書は自宅で5年間保存する必要があります)



◎問い合わせ先 財政課税務係(内線216・217・233)